

橋立自然公園
管理運営マニュアル

令和 7 年 7 月 1 日

加 賀 市

序

橋立自然公園の管理運営は、「加賀市橋立自然公園 指定管理者の仕様書」によるほか、このマニュアルを参考にして実施するものとする。なお、このマニュアルは、自然環境についてのモニタリングや、公園の利用状況によって、随時見直しを行うものとする。

第1章 運営管理の基本方針

本公園の運営管理は、人と自然が関わりあいながら管理されてきた里山の自然環境と自然にゆだねた環境を、保護・保全・復元することを目的とする。また、公園利用者が自然観察・学習・体験・散策などを通じ、自然と人間の良好な関係を構築することを目指す。自然環境の質・量を保全する為、必要に応じて利用を制限しながらも、多くの市民が自然に親しめるよう、下記により管理運営するものとする。

- ① 公園を安全に利用できるよう、施設の点検、有害動植物への対応、利用者への適切な案内、指導等を行う。
- ② 個人や市民団体等が自然観察、自然環境学習・体験、ボランティア活動による維持管理などを園内で行えるよう、積極的に活動の場を提供する。
- ③ 公園内の多様な動植物が持続的に生息・生育できるよう、環境の規模と状態を把握して、管理時期・管理方法に十分な配慮をする。
- ④ 管理に伴い発生する伐採樹木などを有効利用するよう努める。
- ⑤ 公園内の動植物や催し物について情報発信を行い、公園の利用促進を図る。
- ⑥ ボランティアの作業は、労務提供だけではなく、自然と人との良好な関わりを実際に体験するイベントとしてとらえ、調整と運用を図る。

第2章 自然管理の基本方針

1. 植物管理

植物の管理は、「人と自然が関わり合いながら形成されてきた里山の環境」と「自然にゆだねる環境」の二つに分かれる。

里山の二次林は、間伐、枝打ち、下草刈り、萌芽更新、落葉かき等を行い、自然の多様性を育む。管理は、指定管理者による管理に加え、市民参加型の管理を促進するものとして、樹林地の下草刈り、落葉かき、間伐などの作業を中心に、ボランティアの活用を図る。また、希少種等の生育環境の特性に配慮した管理を行うため、ボランティア団体によるモニタリング、外来種の除去なども推進する。

自然にゆだねる環境については、つる類や倒木の除去にとどめ、自然の環境を維持する。

2. 動物管理

動物の管理は、市民団体等によるモニタリング、園内イベントに組み込んだ調査の他、専門家等に調査研究の場として利用してもらい、環境状況の分析や管理の実行に活かすものとする。

希少種を保護する為、生息地である照葉樹林及び湿地については現状保存とし、また、多様な動物の生態が観察できる里山の二次林については、間伐、枝打ち、下草刈り、落葉掻きを行うなど、それぞれの種に配慮した管理を行うものとする。

なお、公園内で発見された特定外来生物は駆除し、在来種を保護するよう努める。

3. 利用の制限

本公園は、多様な地域の自然を保護・保全・復元するとともに、利用者が自然観察・学習・体験・散策などを通じ、自然と人間の良好な関係を構築することにある。植物生育環境は、人間の踏圧など人為的影響により悪化することがあり、また、野鳥が人を警戒し営巣地を放棄するように、動物生息環境にも影響をきたす場合は、必要に応じて利用者の園内使用を一部制限し、良好な自然環境を維持管理するものとする。

4. 行為の制限

公園利用上の禁止行為は、下記のとおりとする。

(1) 公園内でたき火、バーベキューをすること。

- (2) 公園内で花火、喫煙をすること。
- (3) 公園内で野球、ゴルフ、サッカー等球技を行うこと。
- (4) 園路、広場から外れて森の中に入ること。
- (5) 公園内の動植物を採取すること。
- (6) 公園内にゴミを投棄すること。
- (7) 公園内にバイク・自転車等で乗り入れること。
- (8) 公園内にペットを連込むこと。
- (9) 園外から動植物を持ち込むこと。

ただし、(1)については、指定管理者が行う自主事業であって、本公園の設置目的に合致し、消火体制が確保できる場合、市と協議の上、火気の使用を認めるものとする。

(4)、(5)については、自主事業に伴うものの他、管理者が認める場合を除くものとする。

第3章 エリア別管理方法

本公園の管理は、園内をエリア区分し、そのエリアごとに維持管理方針を定め、管理するものとする。

1. ゾーンとエリア区分

公園内には、多種多様な生物が生育・生息しているため、公園を樹林ゾーン（森を守る、森を育む、森を利用するエリア）、草地ゾーン、水辺ゾーン（保護、創出、復元、将来）に分け、それぞれの自然環境の特性に応じた管理を行うものとする。

2. エリア別の管理方針

エリア別の管理方針は、次表のとおりとする。

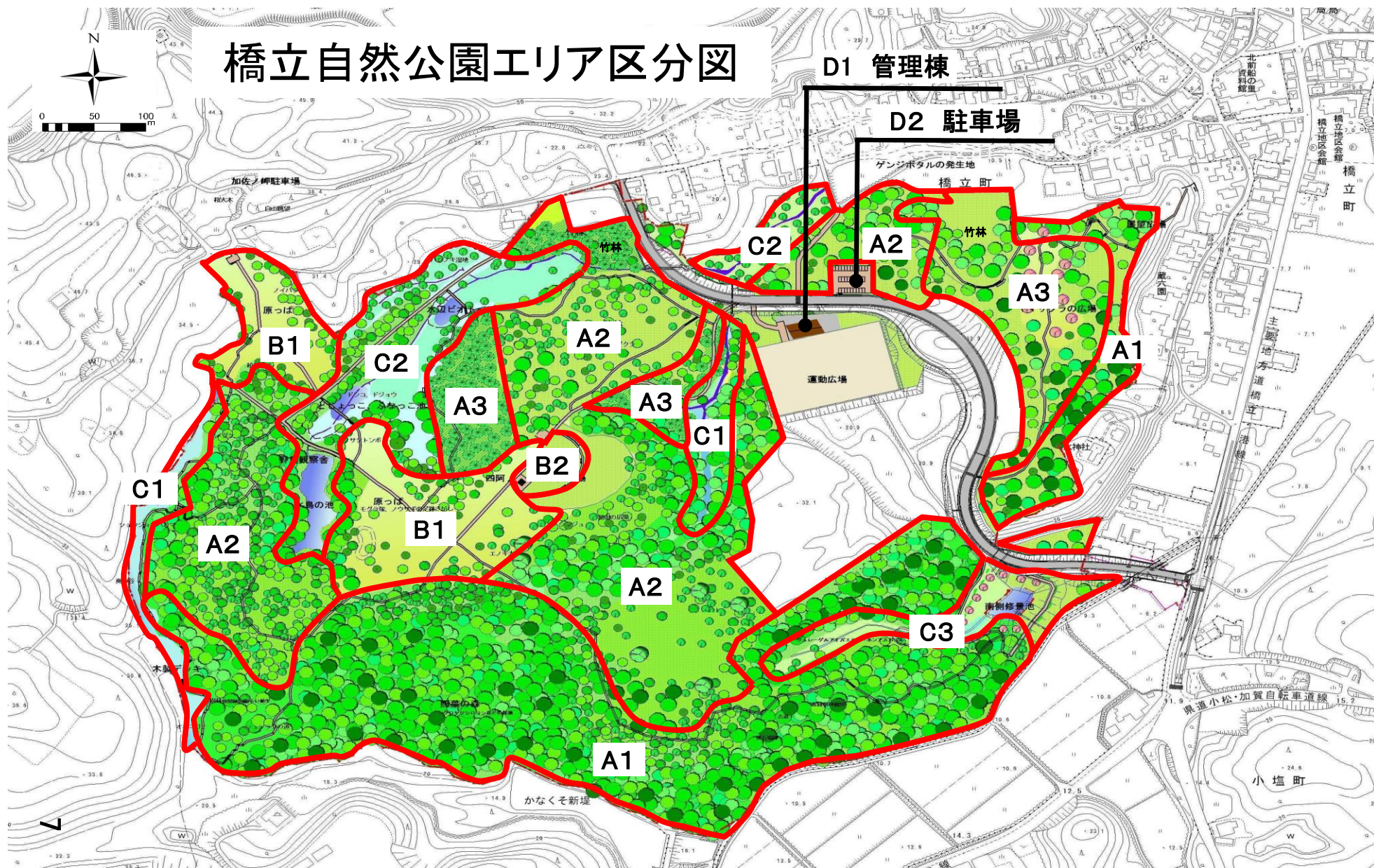
ただし、区分区域は、動植物の生息・生育状況により見直すものとする。

ゾーン別維持管理方針

ゾーン	エリア		管理方針と施業内容
	記号	名 称	
樹林	A1	森を守るエリア	<方針> 常緑広葉樹が生育しており、人の手を入れず極相林としての環境を維持する。 <施業> 1. つる植物、倒木の除去を必要に応じ行う。
	A2	森を育むエリア	<方針> 択伐、枝打ち、落葉かき等を行い、里山としての育成・管理を行う。二次林の生物環境を復元する。 <施業> 1. 択伐の際は、周辺樹木を損傷しないように行う。 2. 皆伐の際は、根元から20cmほど残して伐採し、幹は長さ90cmに玉切りして、指定箇所に集積する。なお発生材は、園内での有効活用に努める。 3. 林床は、枯れ木やつる植物、必要に応じ笹や常緑低木などを除去する。 4. 下草は、樹木や希少植物を損傷しないように注意して刈り取る。
	A3	森を利用するエリア	<方針> 竹林は、適度な間引きを行い拡大を防ぐ。伐採した竹を使い、野外活動が行える管理を行う。 <施業> 1. 1本/坪を目安とし、間伐を行う。発生材は、指定場所に集積し、園内での有効活用に努める。 2. 枯桿の除去、枝打ちを行う。 <方針2> ヤマザクラ林は、既存植生を活かした疎林空間を維持する。 <施業> 1. 択伐の際は、周辺樹木を損傷しないように行う。 2. 林床整理は、枯れ木やつる植物などを除去する。 3. 下草は、樹木や希少植物を損傷しないように注意して刈り取る。
草地	B1	原っぱ	<方針> 平時は自然遊びやピクニックに、緊急時は避難場所として利用できる維持管理を行う。 <施業> 1. 草刈りは、年3回以上、樹木や希少植物を損傷しないよう注意して行う。 2. 枯れ木やつる植物、ゴミ、必要に応じ笹や常緑低木などを除去する。
	B2	広場 (ピクニック広場)	<方針> 適正な芝生管理を行う。 <施業> 1. 芝は、年5回以上、刈り残しやムラがないよう均一に刈り込み、除草を行う際には芝生を傷めないよう丁寧に抜き取る。 (ピクニック広場は省管理型高麗芝 TM9) 2. 必要に応じて、消毒、施肥、目土かけやブラッシング、エアレーション、補植等を適正に行う。

ゾーン	エリア		管理方針と施業内容
	記号	名 称	
水辺	C1	水辺ビオトープ (保護)	<方針> 現状の環境を維持する。
	C2	水辺ビオトープ (復元)	<方針> 湿生植物や動物の生息環境の回復を目指した維持管理を行う。 <施業> 1. 適切な時期、方法で水生植物の間引きを行う。発生材は、一定の場所に集積し、有効活用を図る。 2. 開放的な水面となるように水管理を行い、小川周辺は立木の除伐、又は枝打ちを適宜行う。 3. 定期的に巡視し、外来種の移入を防ぐ。大づつみ池では、特定外来生物を除去し、多くの在来種が生息する環境を復元するよう努める。
	C3	水辺ビオトープ (創出)	<方針> 湿生植物(生物)の生息環境を復元し、大雨の際は、調整池としての役割を果たすよう管理する。 <施業> 1. 開放的な水面となるように、小川周辺は立木の除伐、又は枝打ちをおこなう。 2. 定期的に巡回し、外来生物の移入を防ぐ。 3. 堆砂量を確認の上、必要に応じ浚渫する。 4. 定期的に除草し、堤防の状態確認、異常箇所早期発見に努める。
	C4	水辺ビオトープ (将来)	<方針> 現状の湿地を維持する。
利用施設	D1	管理棟	<方針> 定期的に設備の保守点検を行う。日常清掃を行い、快適な環境の維持に努める。 <施業> 1. 管理棟内施設は、適切な方法と頻度で清掃する。 2. トイレ清掃作業中は、利用者の利便性に配慮する。 3. 備品管理を徹底し、コスト縮減に努める。 4. 浄化槽・消防設備等は法令に基づき実施する。
	D2	駐車場	<方針> 駐車場の巡視警備と巡回清掃を実施し、駐車場の安全を保つ。 <施業> 1. ゴミなどを処理し、良好な状態を維持する。 2. 陥没などがないか点検し、利用者の安全確保を図る。 3. 利用者以外の駐車等により利便性が悪化することがないように巡視・指導する。
	D3	園路	<方針> 利用者が安全・快適に利用できるよう維持管理に努める。 <施業> 1. 日常的に清掃を行い、良好な環境を維持する。ゴミは分別を行い処理する。 2. 自然観察に支障がないよう必要に応じて園路の草刈りを行う。 3. 巡視点検を実施し、通路・階段に破損箇所があれば修繕する。 4. 利用者の通行に支障がある立木の枝打ちや倒木の恐れがある樹木の伐採を行う。 5. ベンチ・木道・デッキは、定期的に保守点検を行う。

橋立自然公園エリア区分図



第4章 ボランティア活動

本公園の良質な環境の維持には、ボランティアの力が不可欠である。基本的な運営管理は、指定管理者により実施するものとするが、より良質な環境を維持する為、ボランティア活動を活用するものとする。

ボランティア活動は下記活動を基本に実施する。

<維持管理>

1. 二次林の間伐、択伐、枝打ち、下草刈り
2. つる植物、倒木の除去
3. 竹の子掘り、竹林の間引き
4. 特定外来生物の除去
5. 畦畔、階段などの修復

<調査>

6. 公園内の動植物生態調査

<学習・体験>

7. 昆虫等の観察会
8. 雑木林の植物勉強会
9. 自然修復方法学習会
10. 落ち葉を利用した堆肥づくり
11. 発生材を使った炭づくり
12. 上記の他、運営管理の基本方針に合致した活動